

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

様

1、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護のサービス方針及びサービス内容等

・事業の目的

ナースステーションまどか(以下「ステーション」という。)職員及び業務管理に関する重要事項に関する事項を定める事により、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び、指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とします。

・運営の方針

ステーションは訪問看護を提供する事により、利用者の生活の質を確保し健康管理及び日常生活の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養が出来るよう努めます。ステーションは事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護が提供出来るよう努めます。また関係市区町村及びその保健所や近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

・訪問看護サービス内容

利用者の状況をふまえ、居宅介護支援事業者の提供するケアプラン及び、主治医の指示に基づき訪問看護計画を作成の上、以下のサービスの提供をいたします。

- ◆ 日常生活の看護
健康状態の観察疾病予防・悪化防止の支援・排泄、清潔のケア・寝たきり・床ずれ予防・栄養環境や療養環境の整備
- ◆ 医療処置・医療機器の管理
- ◆ リハビリテーション
- ◆ 精神疾患(統合失調症、認知症など)の方の看護や本人、ご家族に対する精神・心理的支援
- ◆ ターミナルケア(人生の最終段階における在宅での援助)
「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組の実施
- ◆ 介護者からのご相談に対するアドバイス
- ◆ 各種在宅サービスの相談・紹介

また「緊急時訪問看護」にお申し込みをされている方は、年間を通して 24 時間いつでも連絡や相談ができる体制になっております

・訪問看護サービスご利用にあたってのお願い

- ◆ 保険証(医療・介護)や医療受給者証等をご提示いただきますようご協力をお願いします。
これらの書類の内容に変更が生じた場合には、必ずお知らせください。
- ◆ やむを得ず予定の変更を希望される場合は、前日までにご連絡下さいますようお願いいたします。
- ◆ サービスを開始される方は、主治医、居住する市町村・保健所・精神保健福祉センター等に対し、必要に応じて本制度に基づいた情報提供をいたします。

2. ご利用料金

ご利用するサービスは…

- 介護保険 訪問看護(要介護) *
- 介護保険 訪問看護(要支援) *
- 医療保険 訪問看護
- 医療保険 精神科訪問看護

です。

* 看護保険による訪問看護をご利用の場合でも急な体調不良の場合など主治医の指示に基づき、一時的に医療保険による訪問看護の提供を行う場合がございます。

・介護保険 訪問看護(看護師の訪問)

原則、下記費用のうち、自己負担割合に応じた金額が自己負担額となります。(1 単位=11.40 円(東京 23 区))

● 要介護 1～5 の方 ●

内 容		単 位	金 額	
訪問看護費 (1 回につき)	20 分未満	314	3,579 円	
	30 分未満	471	5,369 円	
	30 分以上 60 分未満	823	9,382 円	
	60 分以上 90 分未満	1,128	12,859 円	
	90 分以上(特別な管理を要する方・長時間加算)	1,428	16,279 円	
	准看護師による訪問	上記費用の 90/100		
加 算	夜間・早朝加算 ① 18～22 時または 6～8 時に計画的な訪問看護を行った場合に加算 ② 特別管理加算算定対象者への1月以内かつ2回目以降の緊急訪問実施時に加算		所定単位に 25/100 を加算	
	深夜加算 ① 22～翌 6 時に計画的な訪問看護を行った場合に加算 ② 特別管理加算算定対象者への1月以内かつ2回目以降の緊急訪問実施時に加算		所定単位に 50/100 を加算	
	複数名訪問看護加算(I (複数の看護師等)) 下記理由で看護師等が2名以上で看護を行った場合に加算 1. 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 2. 暴力行為、著しい迷惑行為等が認められる場合 3. その他、上記理由に準ずると認められる場合	30 分未満	254	2,895 円
		30 分以上	402	4,582 円
	緊急時訪問看護加算 利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に随時対応でき、必要に応じて緊急訪問できる体制にある場合に1月に1回加算		574	6,543 円
	特別管理加算 指定訪問看護に関し、特別な管理を要する利用者に計画的な管理を行った場合1月に1回加算			
	I	・在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態 ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態 ・在宅強心剤持続投与管理を受けている状態	500	5,700 円

	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態 		
Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態 ・在宅血液透析指導管理を受けている状態 ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態 ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態 ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態 ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 	250	2,850 円
ターミナルケア加算 在宅で死亡した利用者(ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)に対し、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを実施した場合、死亡月に加算		2,500	28,500 円
初回加算 初回加算Ⅰ 新規に訪問看護計画書を作成し、訪問看護を提供した利用者に対して、保険医療機関から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合に加算。		350	3,990 円
初回加算Ⅱ 新規に訪問看護計画書を作成し、訪問看護を提供した利用者に対して、保険医療機関から退院した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に加算。 (要支援から要介護、要介護から要支援となった場合にも加算されます)		300	3,420 円
退院時共同指導加算 病院や診療所、介護老人保健施設を退院(退所)する前に、在宅生活についての必要な指導、カンファレンスを行った場合、退院(退所)後の初回訪問看護時に加算。原則 1 回(特別な管理が必要な方は 2 回まで)		600	6,840 円
看護・介護職員連携強化加算 訪問介護事業所と連携し、痰の吸引・経管栄養等が必要な方への計画の作成や訪問介護職員へ助言等の支援を行った場合に 1 月に 1 回に限り加算		250	2,850 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 当ステーションが厚生労働大臣が定める基準(勤続年数 3 年以上の看護師が 3 割以上配置されている等)に適合している場合に 1 回の訪問看護毎に加算		3	34 円

定期巡回・随時対応型訪問看護事業所との連携

	単位	金額
要介護 1～4 の場合(1 月につき)	2,961	33,755 円
要介護 5 の場合 (1 月につき)	3,761	42,875 円
サービス提供体制強化加算((Ⅱ)2)1 月に 1 回加算	25	285 円

● 要支援 1、2の方 ●

内 容		単 位	金 額
訪問看護費 (1回につき)	20分未満	303	3,454円
	30分未満	451	5,141円
	30分以上 60分未満	794	9,051円
	60分以上 90分未満	1,090	12,426円
	90分以上(特別な管理を要する方・長時間加算)	1,390	15,846円
	准看護師による訪問	上記費用の90/100	
夜間・早朝加算		所定単位に25/100を加算	
深夜加算		所定単位に50/100を加算	
複数名訪問看護加算(Ⅰ(複数の看護師等))	30分未満	254	2,895円
	30分以上	402	4,582円
緊急時介護予防訪問看護加算		574	6,543円
特別管理加算	Ⅰ	500	5,700円
	Ⅱ	250	2,850円
初回加算	Ⅰ	350	3,990円
	Ⅱ	300	3,420円
退院時共同指導加算		600	6,840円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		3	34円

要支援の方の加算の内容につきましては、要介護の方の表にてご確認ください。

(2024年6月現在)

・医療保険 訪問看護(看護師の訪問):自己負担は各医療保険証の負担割合に応じた金額となります。

費用算定方法:A+C(+必要に応じて各種加算やD、Eを加算)

・医療保険 精神科訪問看護(看護師の訪問):自己負担は各医療保険証の負担割合に応じた金額となります。

費用算定方法:B+C(+必要に応じて各種加算やD、Eを加算)

A 訪問看護基本療養費(1日につき)

内 容		金額	
		看護師	准看護師
同一建物内同一日訪問時以外	週3日目まで	5,550円	5,050円
	週4日目以降	6,550円	6,050円
同一建物内同一日訪問2人(1人につき)	週3日目まで	5,550円	5,050円
	週4日目以降	6,550円	6,050円
同一建物内同一日訪問3人以上(1人につき)	週3日目まで	2,780円	2,530円
	週4日目以降	3,280円	3,030円

B 精神科訪問看護基本療養費(1日につき)

内 容			金額	
			看護師	准看護師
30分以上	同一建物内同一日訪問時以外	週3日目まで	5,550円	5,050円
		週4日目以降	6,550円	6,050円
	同一建物内同一日訪問2人(1人につき)	週3日目まで	5,550円	5,050円
		週4日目以降	6,550円	6,050円
	同一建物内同一日訪問3人以上(1人につき)	週3日目まで	2,780円	2,530円
		週4日目以降	3,280円	3,030円
30分未満 (医師の指示による短時間訪問時)	同一建物内同一日訪問時以外	週3日目まで	4,250円	3,870円
		週4日目以降	5,100円	4,720円
	同一建物内同一日訪問2人(1人につき)	週3日目まで	4,250円	3,870円
		週4日目以降	5,100円	4,720円
	同一建物内同一日訪問3人以上(1人につき)	週3日目まで	2,130円	1,940円
		週4日目以降	2,550円	2,360円

A又はBの加算

内 容		金額	
難病等複数回訪問加算/精神科複数回訪問加算	1日2回まで	同一建物1人又は2人	4,500円
		同一建物3人以上	4,000円
厚生労働大臣が定める疾病等、または特別訪問看護指示期間の訪問看護利用者に対し必要に応じて1日に複数回訪問した場合に加算	1日3回以上	同一建物1人又は2人	8,000円
		同一建物3人以上	7,200円
(精神科の場合は)医療機関で精神科在宅患者支援管理料を算定しておりその主治医の指示で1日に複数回訪問した場合に加算			

緊急訪問看護加算/精神科緊急訪問看護加算(緊急訪問時 1 日につき) 月 14 日目まで 月 15 日目以降		2,650 円 2,000 円	
利用者・家族等の求めに応じて、主治医(診療所または在宅療養支援病院)の指示により緊急訪問を行った場合に加算			
長時間訪問看護加算/長時間精神科訪問看護加算(90 分超訪問時・週 1 日限度) 特別管理加算の対象となる方等へ 90 分の訪問看護を実施した後、引き続き訪問看護を行う場合で通算 90 分超となる時に加算		5,200 円	
複数名訪問看護加算 ※精神科訪問看護は「複数名精神科訪問看護加算」を参照 利用者又は家族等の同意を得て、下記理由等で看護師等が2名以上で看護を行った場合に加算 1. 厚生労働大臣が定める疾病等により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 2. 暴力行為、著しい迷惑行為等が認められる場合 3. その他、上記理由に準ずると認められる場合	看護師 2 名 (週 1 回)	同一建物 1 人又は 2 人 4,500 円 同一建物 3 人以上 4,000 円	
	看護師と 准看護師 (週 1 回)	同一建物 1 人又は 2 人 3,800 円 同一建物 3 人以上 3,400 円	
	看護師と その他職員 (看護師含) (週 3 日) ※以外	同一建物 1 人又は 2 人 3,000 円 同一建物 3 人以上 2,700 円	
	看護師と その他職員 (看護師含) (1 日につき) ※別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別指示期間中の利用者	1 日 1 回 訪問	同一建物 1 人又は 2 人 3,000 円 同一建物 3 人以上 2,700 円
			同一建物 1 人又は 2 人 6,000 円 同一建物 3 人以上 5,400 円
		1 日 2 回 訪問	同一建物 1 人又は 2 人 10,000 円 同一建物 3 人以上 9,000 円
			同一建物 1 人又は 2 人 14,500 円 同一建物 3 人以上 13,000 円
		1 日 3 回 以上訪問	同一建物 1 人又は 2 人 14,500 円 同一建物 3 人以上 13,000 円
		1 日 3 回 以上訪問	同一建物 1 人又は 2 人 14,500 円 同一建物 3 人以上 13,000 円
	複数名精神科訪問看護加算 ※精神科以外の訪問看護は「複数名訪問看護加算」を参照 主治医が必要性を認め指示した場合で、利用者又は家族等の同意を得て看護師等が複数名で入った場合に加算(30 分未満の精神科訪問看護実施時は除く)	看護師 2 名 (1 日につき)	1 日 1 回 訪問 同一建物 1 人又は 2 人 4,500 円 同一建物 3 人以上 4,000 円 1 日 2 回 訪問 同一建物 1 人又は 2 人 9,000 円 同一建物 3 人以上 8,100 円 1 日 3 回 以上訪問 同一建物 1 人又は 2 人 14,500 円 同一建物 3 人以上 13,000 円

	看護師と 准看護師 (1日につき)	1日1回 訪問	同一建物 1 人又は2人	3,800円
			同一建物 3人以上	3,400円
	1日2回 訪問	同一建物 1 人又は2人	7,600円	
		同一建物 3人以上	6,800円	
	1日3回 以上訪問	同一建物 1 人又は2人	12,400円	
		同一建物 3人以上	11,200円	
夜間・早朝加算(18～22時・6～8時) 対象時間帯に利用者の求めに応じ訪問看護を実施した場合に加算				2,100円
深夜加算 (22～翌6時) 対象時間帯に利用者の求めに応じ訪問看護を実施した場合に加算				4,200円

C 訪問看護管理療養費 (1日につき)

内 容	金額
月の初日訪問	7,670円
2日目以降訪問(I算定時)	3,000円
(II算定時)	2,500円

Cの加算

内 容	金額
24時間対応体制加算(月1回) 利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問できる体制にある場合に1月に1回加算	6,520円
特別管理加算(月1回) 対象の利用者に対応できる職員体制、医療機関との密接な連携体制等を確保し、計画的な管理を行った場合1月に1回加算	
重症度等が高く特別な管理を必要とする場合 ・在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態 ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態 ・在宅強心剤持続投与管理を受けている状態 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態	5,000円
それ以外で特別な管理を必要とする場合 ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態 ・在宅血液透析指導管理を受けている状態 ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態 ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態 ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態 ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ・在宅人工呼吸指導管理を受けている状態 ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態	2,500円

	・真皮を超える褥瘡の状態 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定者	
退院時共同指導加算	主治医の所属する病院や診療所、介護老人保健施設を退院(退所)するにあたっての必要な指導、カンファレンスを行った場合、退院(退所)後の初回訪問看護時に加算。原則1回(特別な管理が必要な方は2回まで) ■ 特別管理指導加算(特別な管理が必要な方へさらに加算)	8,000円 +2,000円
退院支援指導加算(退院指導後初回訪問日に1回)	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者および診療により、退院当日の訪問看護が必要と認められた利用者へ退院日に訪問し療養上の指導を行った場合に加算	6,000円 (長時間指導時) 8,400円
在宅患者連携指導加算(月1回)	利用者同意の上で、訪問診療を行う医師等と文書等による情報共有を行い、それに基づく療養上の指導を行った場合に加算	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)	在宅療養を行う利用者の急変等に伴い、主治医の求めにより多職種が共同で居宅を訪問し、カンファレンスを行い、療養上必要な指導を実施した場合に加算	2,000円
精神科重症患者支援管理連携加算(月1回)	精神科在宅患者支援管理料2を医療機関で算定している利用者へ在宅療養を担う医療機関と連携して計画に基づき定期的な精神科訪問看護を実施した場合に加算	(医療機関で) 2のイ算定者 8,400円 (医療機関で) 2のロ算定者 5,800円
看護・介護職員連携強化加算(月1回)	痰の吸引・経管栄養等が必要な方に対し、訪問介護事業所と連携し訪問介護職員へ必要な支援を行った場合に加算	2,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	利用者同意の上で、健康保険法第3条第13項の規定による電子確認により診療情報等を取得し、訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合に加算	50円

D 訪問看護情報提供療養費(月1回)

	内 容	金額
1	利用者の同意のもとで、居住する市区町村又は都道府県の求めに応じて、当該市区町村等又は指定特定相談支援事業者等へ指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定	1,500円
3	保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院に入院・入所する利用者に対し、主治医が入院・入所先へ情報提供する際、利用者の同意のもと訪問看護ステーションから主治医へ指定訪問看護に係る情報提供をした場合に算定	1,500円

E 訪問看護ターミナルケア療養費 1

	内 容	金額
	在宅で死亡した利用者(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)に対し、死亡日および死亡日前14日以内に2回以上指定訪問看護(退院支援指導加算含む)を実施し、ターミナルケアにかかる支援体制について説明した上でターミナルケアを実施した場合に算定	25,000円

料金の一覧は、当ステーションで算定する項目について記載しております。

(2025年3月現在)

その他の費用 : 必要に応じて以下の費用を実費負担いただきます。

交通費	無料
-----	----

特別処置料(エンゼルケア)		12,000 円
キャンセル料金 (病状急変・緊急時除く)	利用日前日までのご連絡あり	無料
	利用日前日までのご連絡なし	2,980 円

3、その他運営についての留意事項

緊急時における対応方法

- 1、看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとしします。
- 2、前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告します。

職員の研修

- 1、ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また業務体制を整備します。
 - ① 採用後1か月以内の初任研修
 - ② 年12回の業務研修

秘密の保持

職員は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。退職後も同様とします。

記録の作成及び保管

ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を作成、保管します。

業務継続に向けた計画

ステーションは、感染症や災害が発生した場合においても利用者が継続して訪問看護の提供を受けられるよう業務継続計画を策定し必要な研修や訓練をその計画に基づき実施します。

高齢者虐待の防止

- 1、ステーションは高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持、人格の尊重がなされるよう虐待防止委員会の定期開催、指針整備、研修、専任担当者を置くことを実施します。
- 2、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報します。

身体的拘束等の適正化

ステーションは利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

営業時間

月曜日～金曜日 9:00～18:00 (土日、年末年始の訪問はご相談ください)

会社概要

名称・法人種別	株式会社きゅあカンパニー
代表者名	鶴賀 貴子
本社所在地	東京都大田区西蒲田 6-21-4 弘和ビル 2階
連絡先	03-5713-1243
業務の概要	・指定訪問看護 ・指定介護予防訪問看護 ・指定居宅介護支援・その他これに付随する業務

事業所概要

事業所名	ナースステーションまどか(事業者指定番号第 1361190034 号)		
管理者	前田 睦		
所在地	東京都大田区西蒲田 6-21-4 弘和ビル 2階		
連絡先	03-5713-3628	サービス提供地域	大田区

事業所の職員体制 2024年6月1日現在

職種	資格	人数	職務内容	計
管理者	正看護師	1名	管理・運営	計8名 (常勤換算 4.3)
従事者	正看護師	7名	訪問看護	
事務職員		1名	請求事務及び通信連絡事務等	

サービス内容に関する苦情・相談、緊急時の対応窓口

ナースステーションまどか相談・緊急窓口	電話	03-5713-3628 (担当:前田)
大田区介護保険課居宅サービス担当	住所	大田区蒲田 5-13-14
	電話	03-5744-1655(平日 8:45～17:00)
東京都国民健康保険団体連合会	住所	千代田区飯田橋 3-5-1
	電話	03-6238-0011(代) (平日 9:00～17:00)

上記により重要事項事項を説明しました。

年 月 日

<事業者> 株式会社きゅあカンパニー ナースステーションまどか 説明者

- ★【医療】24時間対応体制・【介護】緊急時訪問看護を 申し込みます (年 月 日)
- ★【医療・介護】ターミナルケアに 同意します (年 月 日)
- ★【医療・介護】複数名訪問看護に 同意します (年 月 日)
- ★【医療】訪問看護情報提供に 同意します (年 月 日)
- ★【医療】(主治医の指示による)複数名精神科訪問看護に 同意します (年 月 日)
- ★【医療】(主治医の指示による)精神科複数回訪問看護に 同意します (年 月 日)

私(利用者及びその家族)は、担当者からの説明を受け、指定訪問看護サービスを受けることに同意しました。

年 月 日

ご利用者名(または代理人名)

ご家族様名

ナースステーションまどか (東京都指定番号 第1361190034号)
 〒144-0051 東京都大田区西蒲田 6-21-4 弘和ビル 2階
 電話番号 03-5713-3628 FAX 03-6423-7356
 管理者 前田 睦